

園 則

学校法人 報徳学園
報 徳 幼 稚 園

第1章 総 則

(目的)

第1条 この幼稚園は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法に従い、幼児を保育し適正な環境を与えてその心身の発達を助長するため、運営に関する必要な事項を定める。

(施設の運営方針と提供する教育・保育の内容)

第2条

- (1) この幼稚園は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法に従い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。
- (2) 特定教育・保育（支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満3歳以上児に限る。）を提供する。
- (3) [一時預かり保育（幼稚園型）]
やむを得ない理由により、1号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第59条第10号に規定する一時預かりによる保育を提供する。

(名称)

第3条 この幼稚園は、報徳幼稚園という。

(位置)

第4条 この幼稚園は、福井市手寄1丁目19番4号に設置する。

(入園資格)

第5条 この幼稚園に入園することができる者は、満3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(定員)

第6条 この幼稚園の支援法第31条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども）の利用定員は45人とする。

第2章 保育年限、保育時間、保育期および休園日

(保育年限)

第7条 この幼稚園の保育年限は、1年、2年、3年及び4年とする。

(保育時間及び保育日数)

第8条 1日の保育時間は原則として4時間とし、年間保育週数は、39週以上とする。
ただし、季節によって多少変更することがある。

(保育期)

第9条 1年を次の3保育期に分ける。

- | | |
|-------|----------------|
| 第1保育期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2保育期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3保育期 | 1月1日から3月31日まで |

(休園日)

第10条 この幼稚園の休園日は、次のとおりとする。

1. 土曜日・日曜日
(週5日制を原則とする。但し、行事等の都合で土曜日を充てることがある。)
2. 国民の祝日に関する法律に規定する日
3. 夏季休業 7月21日から8月31日まで
4. 冬季休業 12月25日から1月7日まで
5. 春季休業 3月25日から4月7日まで
6. その他園長が必要と認めたとき

第3章 保育過程、編成および教員組織

(保育内容)

第11条 この幼稚園の保育内容は、次のとおりとする。
幼稚園教育要領に則り、健康、人間関係、環境、言語、表現の五領域、その他園長が必要と認めたもの。

(編成)

第12条 園児は、年齢別に次のように編成する。

| | |
|------|-----|
| 満3歳児 | 9人 |
| 3歳児 | 12人 |
| 4歳児 | 12人 |
| 5歳児 | 12人 |

(教員組織)

第13条 この幼稚園に次の教職員を置く。

| | |
|----------|------|
| 1. 園長 | 1人 |
| 2. 教諭 | 6人以上 |
| 3. 学校医 | 1人 |
| 4. 学校歯科医 | 1人 |
| 5. 学校薬剤師 | 1人 |
| 6. 事務職員 | 1人 |
| 7. 運転手 | 1人以上 |

園長は、園務を統括し、所属教職員を指揮監督する。
教諭のうち1人をもって主幹教諭とする。

第4章 入園、退園、休園、修了

(入園許可)

第14条 入園については、園長の許可を要する。

(入園手続)

第15条 入園しようとする者の保護者は、所定の申込書、その他必要とする書類及び入園費を園長に提出するものとする。

(退園)

第16条 退園しようとする者は、その理由を具して、保護者から園長に届け出るものとする。

(休園)

第17条 園長は、伝染性疾患にかかり又はそのおそれがある園児の保護者に対し、その園児を休園させるよう命ずることができる。

(修了証書)

第18条 この幼稚園所定の保育過程を修了した者には、修了証書を授与する。

第5章 保育料および入園料等

(保育料・入園料)

第19条

- (1) この幼稚園においては、改正子ども・子育て支援法(令和元年5月10日成立)による幼児教育無償化措置により、令和元年10月から利用者負担額(保育料)を無償とする。
- (2) この幼稚園においては、条例第13条第3項の規定により、この園の教育・保育の質の向上を図るため、別表に掲げる特定負担額(上乗せ徴収:入園費及び施設協力費)を支給認定保護者から徴収する。
- (3) この幼稚園においては、条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費及び一時預かりによる保育を利用する場合は、保護者負担金を支給認定保護者から徴収する。但し、実費徴収の給食費のうち副食費については、減免措置がある。また、一時預かり利用料については、施設等利用給付認定を受ければ、一部無償とする。

第6章 利用開始と終了

(利用開始)

第20条

- (1) この園は、利用申込のあった1号認定子どもと、現に本園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合については、条例第6条第2項の規定により、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- (2) 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
- (3) この園は、特定教育・保育の開始に際し、あらかじめ、利用申込みのあった支給認定保護者に対し、本園の教育・保育に関する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用終了)

第21条 この園は、以下の場合において特定教育・保育を終了するものとする。

- (1) 園児が卒業したとき。
- (2) 支給認定保護者から本園利用の取消しの申し出があったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

附則

1. この園則実施に必要な細則は、園長が別に定める。
2. この園則は平成31年4月1日から施行する。
但し、給食費については令和元年10月1日から内訳通りとする。
3. この園則は令和2年4月1日から施行する。
但し、第19条(1)(3)は、令和元年10月1日から施行する。
また、第19条(3)の給食費については、令和元年度は現在表のままとする。
4. この園則は令和3年4月1日から施行する。
5. この園則は令和6年4月1日から施行する。

別表（第 19 条関係）

1. 特定負担額（上乗せ徴収：入園費及び施設協力費）

| 項目 | 内容 | 対象 | 金額 |
|-------|-----------|-------|--------------|
| 入 園 費 | 入園後の事務経費等 | 新入園児 | 入園時 10,000 円 |
| 施設協力費 | 施設整備のため | 全 園 児 | 1,000 円/月 |

2. 実費

| 項目 | 内容 | 対象 | 金額 |
|-----------------|--------------------------------------|----------------------|-----------|
| 給食費 | 一食 370 円×回数 (主食費 100 円/副食費 270 円) | 全 園 児 | 実 費 |
| バス代 | 登降園 | 利用者 | 3,000 円/月 |
| 園帽代 | 個人持ち、入園時に購入 | 全園児 | 実 費 |
| 体操服代 | 個人持ち、入園時に購入 | 全園児 | 実 費 |
| スモック代 | 個人持ち、入園時に購入 個人で準備でも可 | 全園児 | 実 費 |
| 鍵盤ハーモニカ代 | 個人持ち、年少時に購入 | 年少児～ | 実 費 |
| スポーツ教室 | 講師指導料 | 年少児～ | 実 費 |
| 英語教室 | 講師指導料 | 年中児～ | 実 費 |
| わらべ歌教室 | 講師指導料 | 全園児 | 実 費 |
| 遠足代 | | 全園児 | 実 費 |
| お泊り会代 | 年長合宿 | 年長児 | 実 費 |
| 入園用品代 | 新入園児用 | 新入園児 | 実 費 |
| スイミング代 | レッスン料 (1,100 円/回×回数) 月ごとに集金 | 年長児(4月～) 年中児(9月～) | 実 費 |
| 入園写真代 | 入園記念写真 | 入園児 | 実 費 |
| 卒園写真代 | 卒園記念写真 | 年長児 | 実 費 |
| PTA(花の会)会費 | | 全園児 | 400 円/月 |
| 日本スポーツ振興センター共済金 | 災害共済給付金掛金 | 1号認定園児 | 200 円/年 |

3. 1号認定子どもに係る一時預かりに関する保護者負担金

| 項目 | | 内容 | 金額 |
|-----------------|------|-----------------|-----------|
| 日額 | 平日 | 14時30分～16時59分まで | 200円/日 |
| | | 17時00分以降 | 300円/日 |
| | 土曜 | 08時30分～11時30分まで | 300円/日 |
| | 長期休業 | 08時30分～14時30分まで | 350円/日 *1 |
| 08時30分～16時30分まで | | 500円/日 *1 | |

*1 給食費は項2と同じ

報徳幼稚園における苦情処理に関する事務要領

(目的)

第1条 報徳幼稚園入園児の保護者等からの苦情について、その対応及び処理の仕組みについて、必要な事項を記載する。

(苦情処理の窓口)

第2条 苦情処理については、本園の設置する相談・要望等に係る窓口と同じく、以下の者が当たるものとする。

| | |
|------|------------------------------|
| 園長 | 氏名 内田 高義 TEL 0776-22-0853 |
| 主幹教諭 | 氏名 増田 亜紀 TEL 0776-22-0853 |

(苦情の受付)

第3条 苦情の受付については、電話・文書等その形式を問わず受け付けるものとし、その解決に向けて鋭意努力する。

(苦情解決の取組)

第4条 苦情に対する解決までの取組については以下のように行う。

- (1) 苦情に係る事実（これまでの経緯・対応等）の確認
- (2) 保護者等の要望・要求の確認
- (3) 解決のための対応等についての検討・整理
- (4) 保護者との話し合い実施
- (5) 解決改善事項の徹底

(その他の苦情解決対応)

第5条 第4条の取組に当てはまらなかった苦情の処理については、本園の理事会に図って解決の対策を検討し、対応するものとする。